

彦根市保育所および認定こども園給食調理委託業務候補者選定公募型プロポーザル審査会設置要項(内規)

(設置)

第1条 彦根市保育所および認定こども園給食調理委託業務の実施に当たり、彦根市保育所および認定こども園給食調理委託業務候補者選定公募型プロポーザル実施要項に基づき事業者から提出された企画提案書およびその他提出書類を審査し、適切な委託候補者を選定するため、彦根市保育所および認定こども園給食調理委託業務候補者選定公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査員)

第2条 審査会の審査員は、次に掲げる職の者をもって充てる。

- (1) こども家庭部部長
- (2) こども家庭部次長
- (3) 幼児課 課長または主幹
- (4) 幼児課 管理栄養士
- (5) 委託業務の対象となる園の園長または主任

2 審査員長は、こども家庭部部長をもって充てる。

(審査員の職務)

第3条 審査員は、別表第1の彦根市保育所および認定こども園給食調理委託業務候補者審査基準に基づき、別表第2の彦根市保育所および認定こども園給食調理委託業務候補者審査票を作成する。

(審査会の開催)

第4条 審査会は、審査員長が招集する。

(委託候補者の選定)

第5条 審査員長は、各審査員の審査票を基に作成した順位リストを審査会に諮り、当該順位リストにより委託候補者を選定する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、幼児課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか審査会の運営に必要な事項は、審査員長が別に定める。

付 則

この要項は、令和7年9月22日から施行する。